

## 沖縄県発達障害者支援体制整備委員会運営要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、県が自閉症、アスペルガー症候群等の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害を有する障害児(者)(以下「発達障害児(者)」という。)の支援のあり方について意見等を聴取する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会合の名称)

**第2条** 前条に規定する会合は、沖縄県発達障害者支援体制整備委員会(以下「委員会」という。)と称する。

2 前項の委員会は、発達障害者支援法第19条の2に規定する発達障害者支援地域協議会の役割を担うものとする。

(意見等聴取事項)

**第3条** 県は、委員会から次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の発達障害児(者)の支援計画に関すること。
- (2) 県内の発達障害児(者)の支援体制の整備に関すること。
- (3) 発達障害児(者)に対する住民の理解の促進に関すること。
- (4) その他発達障害児(者)支援のための関係機関・団体との連携に関すること。

(構成員)

**第4条** 委員会は、委員15名以内で、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 労働関係者
- (6) 司法関係者
- (7) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

**第5条** 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 前項の規定を超えて、前項に規定する者を引き続き選任し、当該者から意見等を聴取する特別な事情がある場合にあっては、当該期間を超えて当該者を構成員とすることができるものとする。

(会合の開催)

**第6条** 委員会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

**第7条** 委員会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は、委員会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に委員会の議事進行を依頼することができる。

(個人情報の保護)

**第8条** 委員会の委員及び委員会に出席した者は、委員会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、沖縄県子ども生活福祉部障害福祉課において行う。

(補則)

**第10条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月 1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成26年4月11日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。